監査委員に関する条例の一部改正（否決）

Q 監査委員の定数増員はなぜ必要か。

A 平成23年度に公会計制度が変わるため、監査機能の充実が必要なため。

Q 監査委員3名体制の他市町の状況は。

A 近隣ではない。

Q 3名体制による内部監査強化のそれぞれの役割分担は。

A 役割分担をせず、当面は今までの流れでいきたい。

Q 監査委員の勤務は平成17年は24日。平成18年は20日程度である。まず勤務日数を増やすことから始めたらどうか。

A 漠然とした仕事量で、勤務日数を割り振れない。3人体制になってから検討したい。

東郷町子育て支援手当支給条例の制定（可決）

Q 第3子保育料無料制度との関わりは、どう考えているのか。

A この条例が可決された場合、平成20年4月2日以降に生まれた第3子が、3歳になってからのことになるので、現在の段階では条例として整備する予定はない。今後の方向性として、想定のこととして考えてほしい。

Q 3人目への子育て支援手当というが、18歳以上の子どもは数に入らず、第1子の年齢によっては、子どもが3人いても対象外となる。これはどういう理由からか。

A 児童手当をベースに制度を作ったため。18歳以上は児童ではなくなり、対象外と考えている。

Q 第3子の保育料無料制度は、保育園に入らない家庭には恩恵がなく、保育園に入れた方が得だと思わせる施策ではないか。

A 入れた方が得という考えを助長するものではなく、働きながら子育てするための環境を整えるためのものであると考えている。

交通指導員の報酬について（否決）

Q 交通指導員の報酬は、月額制から日額制にしても、同額か。

A 年間報酬は、ほぼ現行と同額。

Q 月額制から日額制とする理由は。

A 長期休暇時の勤務日数が少ないにもかかわらず、7万8000円を支払うのは町民の理解が得られない。勤務日数に合わせた。

後期高齢者医療に関する条例について（可決）

Q 普通徴収の納期を12期均等にしないのはなぜか。

A 国民健康保険税や介護保険税も納期を7月から翌年3月までの9期に定めている。後期高齢者医療もこれらに合わせた。

Q この制度の条例には、第7条に「10万円以下の過料を科する」、第8条に「5倍に相当する金額以下の過料に科する」とあるが、これについての町長の見解は。

A 充分に吟味している。罰則のあるものは、顧問弁護士などと検討していく。

Q これらの過料の額は、「情状により、町長が定める」とあるが、どのように考えているか。

A 現在は定めていない。ケースバイケースでの判断ということになると考えている。

Q 罰則を科すことについては、厳しいのではと思うが。

A 医療費の滞納者に罰則金を科すことについては、個々の事情を十分に調査・検討し、不当に厳しくしないようにしていきたい。

国民健康保険税条例の一部改正（可決）

Q 国保税の特別徴収（年金からの天引き）が法令違反でない説明を。

A 地方税法の改正により、国保税の徴収方法について、一部の方に老齢年金からの特別徴収が適用されることになった。それに伴い、本町の国保条例を改正し、平成20年から特別徴収を適用しようとするもの。

ラブホテルなど建築規制条例の一部改正（可決）

Q 改正理由「より実効性のあるものにするため」の説明を。

A 現行の条例では、条例に違反して建築されてしまった場合の「現状回復」、「建築物の撤去」といった明文化された規定がなく、また旧条例にあった「その他必要な措置」も記載されていない。今回の一部改正で、それらの文言を明文化することにより、抑止力を高め、条例をより実効性あるものとする必要があった。

補正予算（可決）

Q あいち電子自治体推進協議会運営負担金について、開発見込みが下回ったとのことだが、どのように確定したか。

A 衛星回線だったのが、後期高齢者医療制度の関係で有線回線もあわせた。当初不透明だった部分が明確になった。

Q 耐震の補助金限度額60万円は、足りないのでは。

A 東郷町の一戸あたりの耐震改修工事費は、過去43件の平均で160万円であり、補助額60万円は補助金として低いわけではない。

平成20年当初予算案に対する討論

賛成討論

町財政健全化元年と位置づけ、枠配当による予算編成を取り入れたことが、事務事業の合理化・効率化につながったと評価する。その結果、無料妊婦検診を2回から10回に拡大、3人目以降の子育て支援事業など、新しい事業への予算計上ができた。

（石川道弘議員）

厳しい歳入条件の中で、既存事業を継続しつつ、子育て支援事業の大幅な増加は、前向きな施策と評価できる。夢のある住みやすい町づくりのため、十分成果の出る執行を、半歩でも一歩でも進めることが大切と考える。

（石川正議員）

平成20年度当初予算案には、町長独自の施策や多様化する住民の意向に応えるための施策が盛り込まれている。本町の厳しい財政状況が続く中、町民ニーズを的確に捉え、財源とのバランスをとりながら、真に必要な施策を展開しようとする町長の姿勢に賛同する。

（近藤秀樹議員）

反対討論

国保特別会計に対する医療費繰り入れを2年連続して削減するなど、基本的な福祉政策をないがしろにする姿勢は認められない。予算削減のやり方も、町長の方針や意図は伝わらず、切りやすいものを切った印象が強い。どのような町づくりをしたいかという理念が感じられない予算案には反対である。

（中川雅夫議員）

乾いたタオルを絞るように削減ありきの予算なのに、なぜ、町民に問いかけ、力を借りないのか。春木中学校増築や給食センターなど、多額な予算を必要としており、健全な町づくりを町民と協働で行う姿勢が今後も欠かせない。単に削減すれば良しとする予算案には反対する。

（山口洋子議員）

【監査委員の選任】

監査委員の任期満了に伴い、監査委員の選任についての議案を審議。議案は同意され、監査委員として、前期に引き続き、宮田亘三夫氏が選任されました。

【懲罰動議の取り下げ】

昨年の12月議会で出された懲罰動議は、提出者から取り下げの申し出があり、3月議会で取り下げの申し出を承認しました。

【政治倫理審査会で警告書】

3月4日の有元洋剛議員の発言に対し、議会は政治倫理審査会を設置。政倫審は3月12日、警告書を出し、それを受けて、有元議員は日東衛生組合議員、議会だより編集特別委員会の役職を辞任しました。